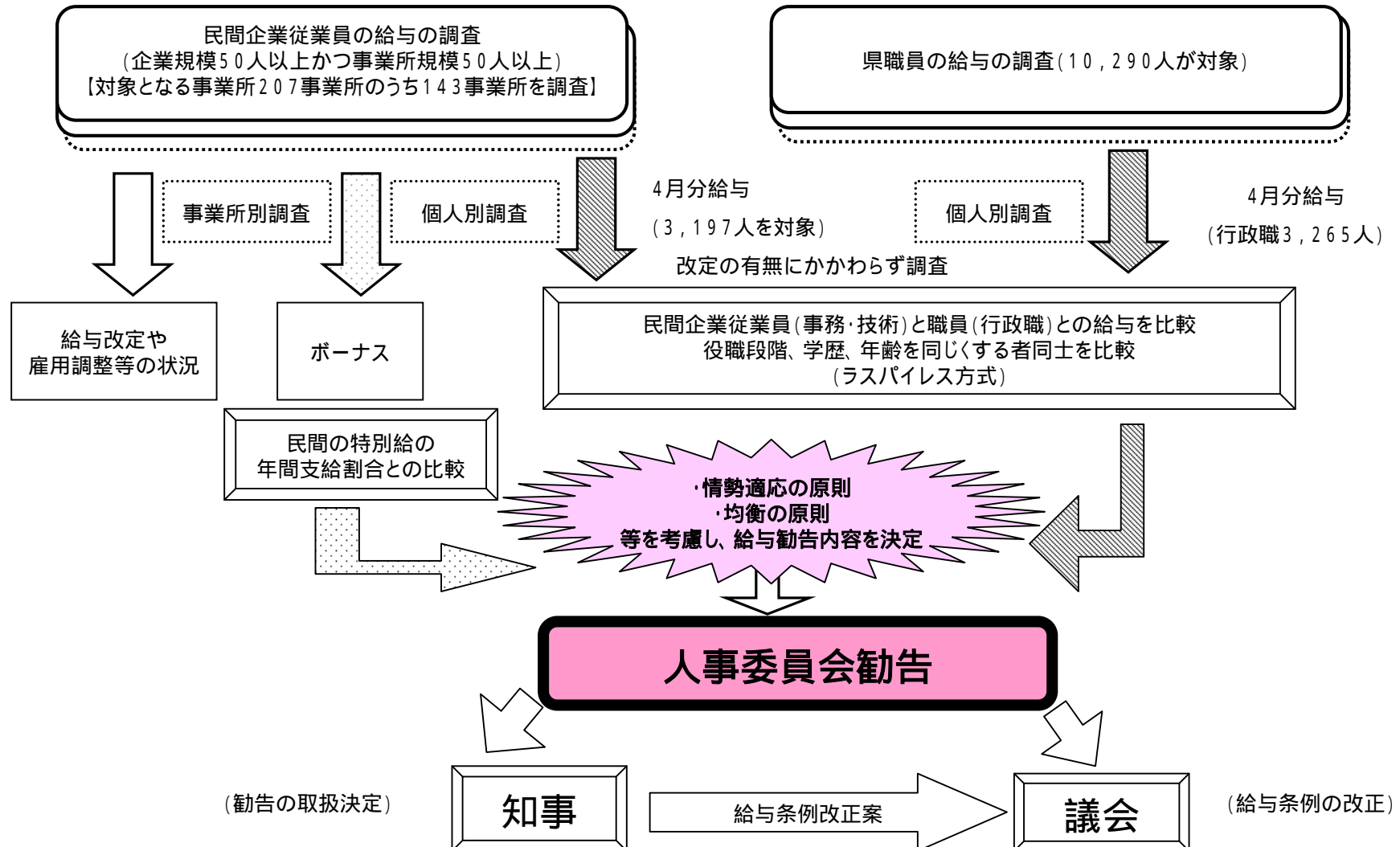


給与勧告の仕組みと本年の勧告のポイント

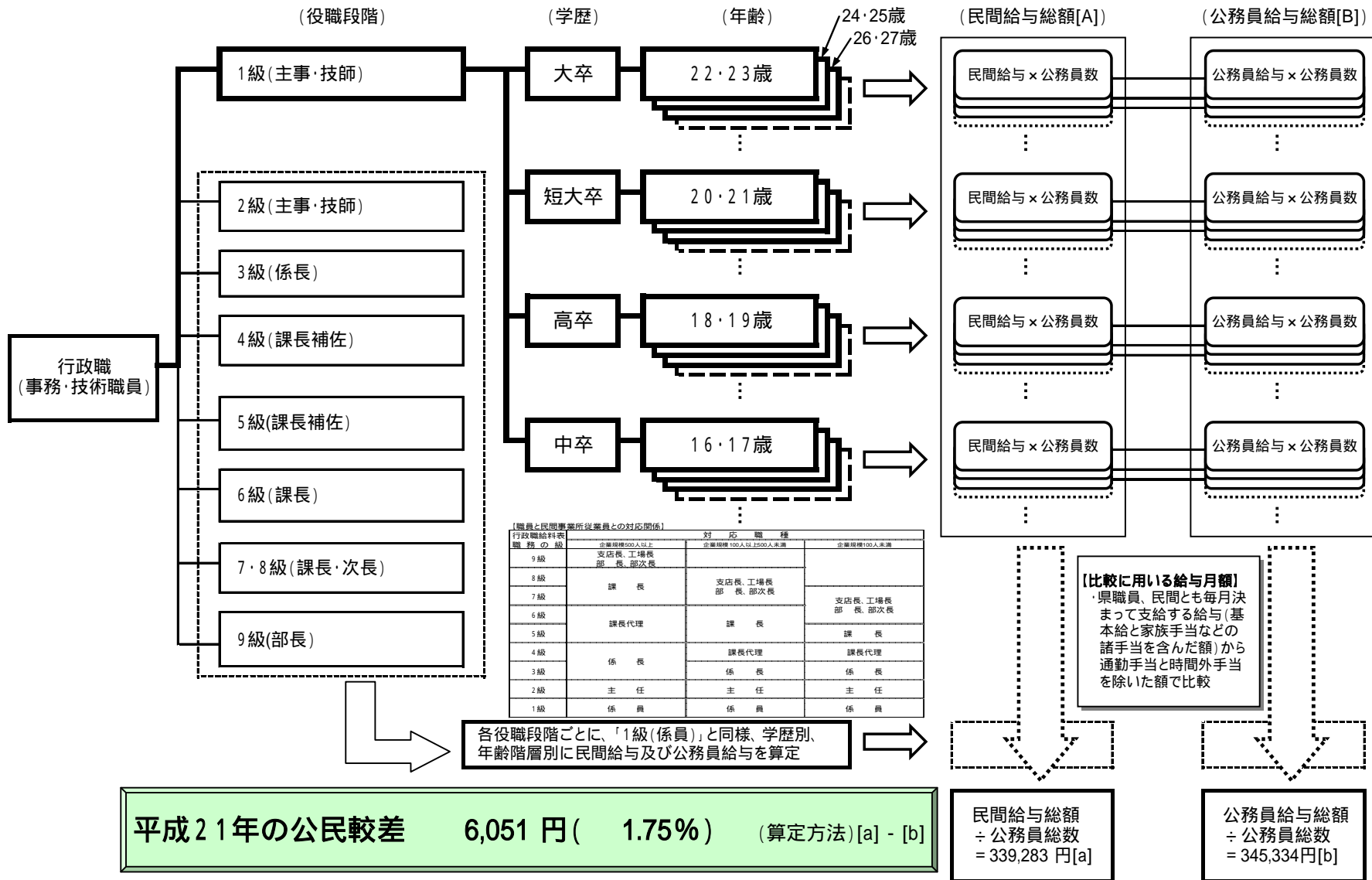
平成21年10月
鳥取県人事委員会

人事委員会勧告の手順

鳥取県人事委員会では、県職員と県内民間企業従業員の4月分の給与(月例給)を調査した上で、精確に比較し、その結果得られた較差等に基づき勧告を行っています。
また、特別給についても、民間の特別給(ボーナス)を精確に把握し、年間の民間支給割合と職員の特別給(期末・勤勉手当)の年間支給月数を比較して勧告を行っています。

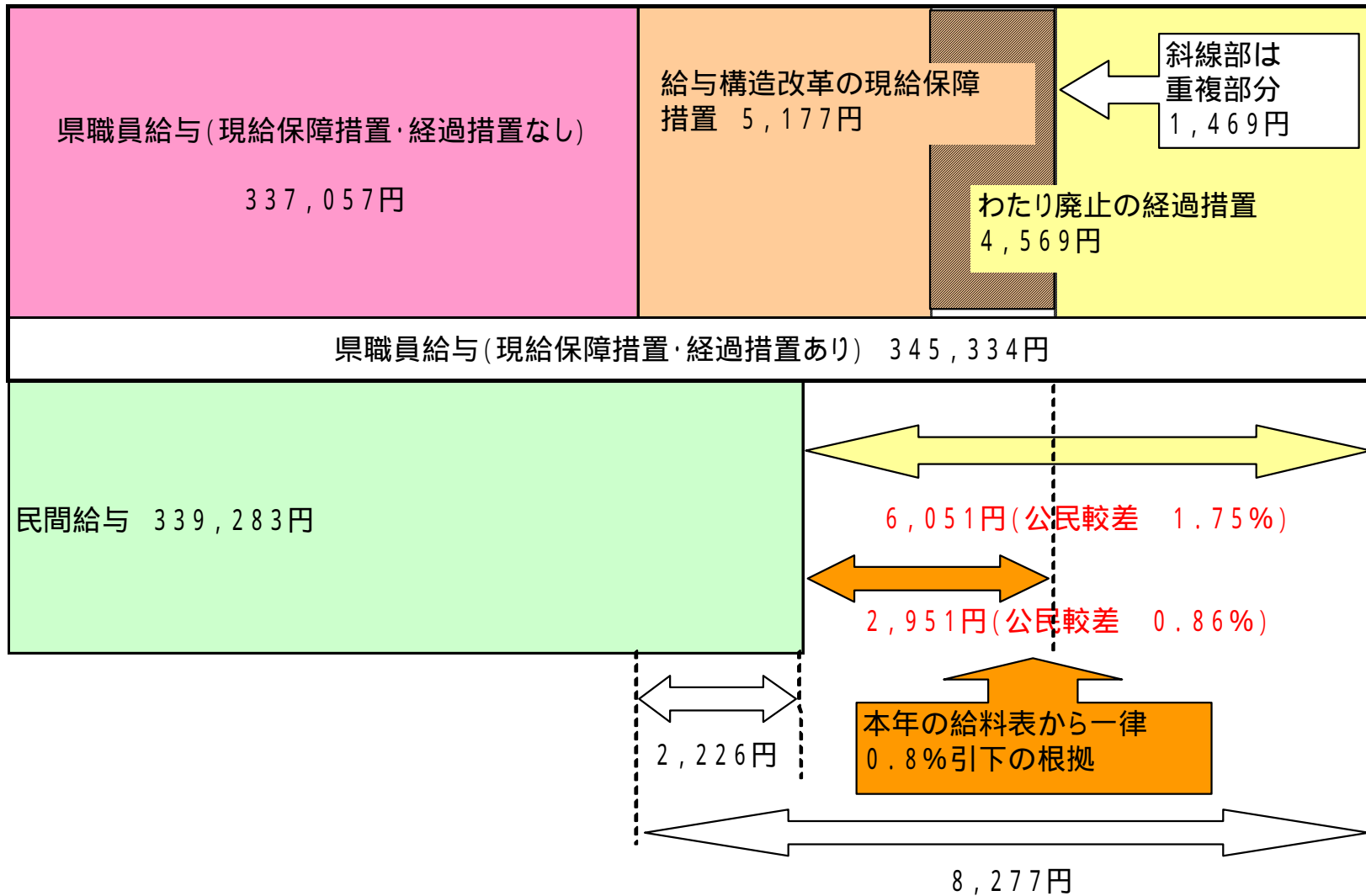


公民給与の比較方法 (ラスパイレス比較)

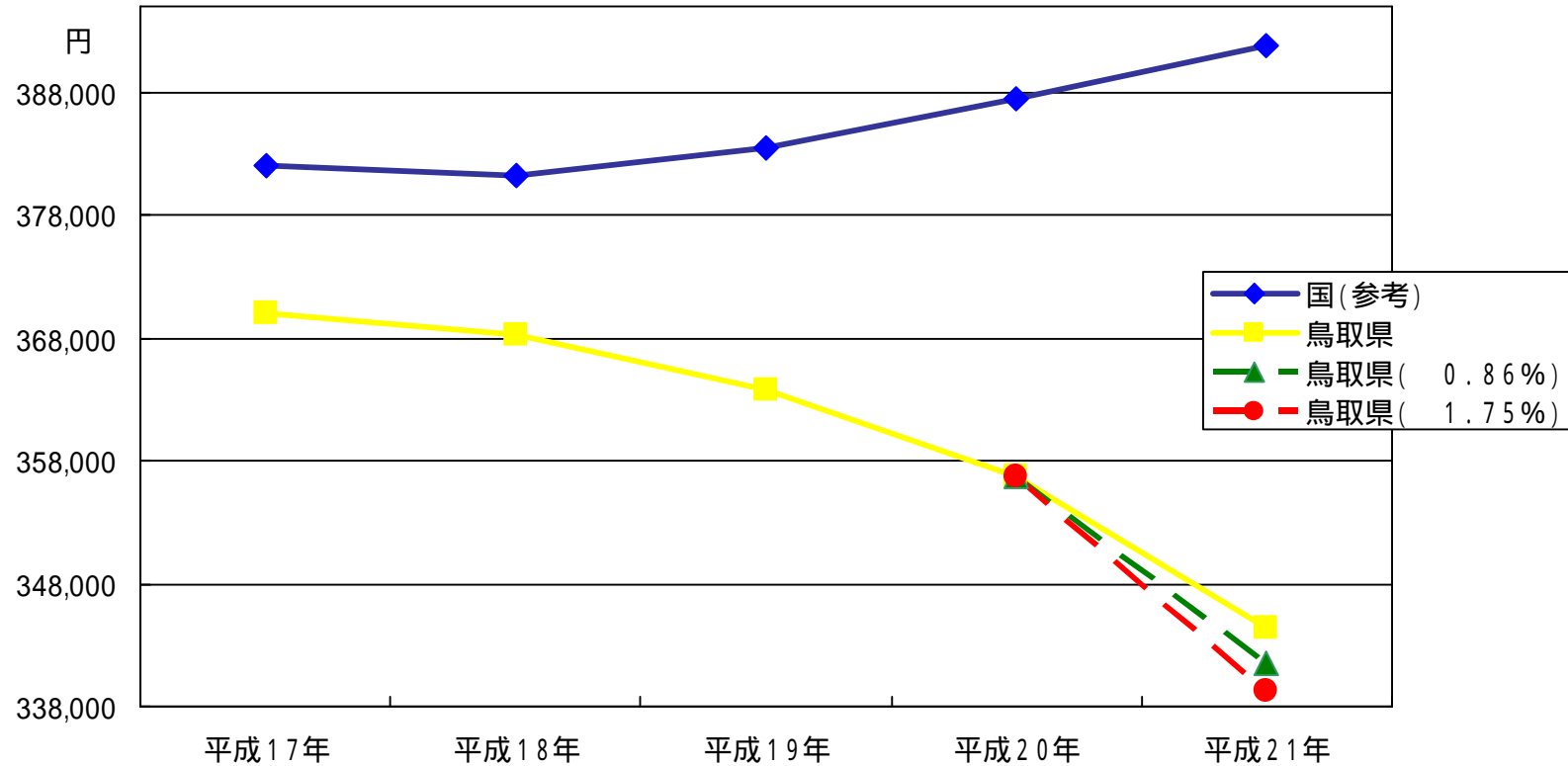


民間給与の較差に基づく給与改定

本年の民間給与との較差を解消するにあたって、国との較差が一層拡大するため、わたり廃止の経過措置を考慮した改定を行うこととし、給料表の引下げ改定(0.8%)、自宅に係る住居手当の廃止(0.06%)及び管理職手当(0.8%)の改定を行うこととしました。



鳥取県職員の平均給与額の推移



国: 382,092円(40.3歳) 国: 381,212円(40.4歳) 国: 383,541円(40.7歳) 国: 387,506円(41.1歳) 国: 391,770円(41.5歳)
 県: 370,010円(40.8歳) 県: 368,322円(41.0歳) 県: 363,742円(41.3歳) 県: 356,698円(41.4歳) 県: 344,377円(41.8歳)

- 1 鳥取県職員は行政職給料表適用者、国家公務員は行政職俸給表(一)適用者である。
- 2 平成19年以前の鳥取県職員の給与額は給与の特例措置前(給与カット前)の金額を掲載している。

最近の給与勧告の状況(平成11年～)

本県の給与は、民間賃金が厳しい状況にあることを反映して、11年連続で年間給与を引下げる勧告を行っています。

	月例給	特別給	
		年間支給月数	対前年比
平成11年	0.00%	4.95月	0.30月
平成12年	0.12%	4.75月	0.20月
平成13年	0.00%	4.70月	0.05月
平成14年	1.88%	4.65月	0.05月
平成15年	1.08%	4.40月	0.25月
平成16年	0.71%	4.40月	0.00月
平成17年	0.34%	4.45月	0.05月
平成18年	0.12%	4.25月	0.20月
平成19年	0.02%	4.05月	0.20月
平成20年	3.20%	4.02月	0.03月
平成21年	0.86%	3.86月	0.16月

マイナス勧告に伴う影響額(その1)

【月額の影響】

< 行政職 >

現 行: 344,377円

改定額: 2,879円

改定後: 341,498円

2,879円の内訳

給料月額: 2,612円

管理職手当: 75円

住居手当: 188円

はねかえり: 4円(地域手当)

マイナス勧告に伴う影響額(その2)

【H22年度中の年収の影響額】

昇給がなかったと仮定した場合

< 行政職 >

改定前: 5,518,887円

影響額: 101,446円

改定後: 5,417,441円

【モデルによる年間給与の影響: 40歳係長(配偶者、子2人)】

昇給がなかったと仮定した場合

(給料月額及び期末手当支給月数改定の影響の影響)

< 行政職 >

改定前: 5,317,376円

影響額: 97,024円

改定後: 5,220,352円

本年の給与改定(まとめ)

1 給料表

給料表 本年の給料表から一律0.8%引き下げる。(ただし医療職給料表(1)は除く。)

2 住居手当

自宅に係る住居手当(新築・購入後5年間支給:2,500円)を廃止する。

3 管理職手当

給料表と同様に0.8%引き下げる。

4 特別給

民間の特別給の支給状況を上回るので民間と均衡させる。(4.02月 3.86月)

期末手当の支給月数の0.16月分引下(2.57月 2.41月)

5 実施時期

給料表、住居手当及び管理職手当については平成22年1月1日実施。特別給は平成21年12月1日実施。